

食品衛生法、JAS法、景品表示法の関係

1. 法体系
2. 義務表示事項
3. 表示禁止事項・任意表示事項
4. 監視体制

1 法体系

法律名	食品衛生法	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	不当景品類及び不当表示防止法	公正競争規約
目的	飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する	一般消費者の選択に資し、もって公共の福祉の増進に寄与する	公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護する	
表示対象	容器包装された販売の用に供する食品又は添加物等	一般消費者向けの全ての飲食料品	一般消費者向けに事業者の提供する商品等	飲用乳、食用のり、食肉、包装食パン等 (酒類以外の飲食品は32品目)
表示義務事項	あり	あり	なし	品目ごとに、公正取引委員会の認定を受けて、事業者団体が設定
主な義務表示事項	名称 消費期限又は品質保持期限※ 添加物 保存の方法 アレルギー物質を含む旨等(省令で規定)	名称 消費期限又は賞味期限※ 原材料(原材料としての添加物を含む) 保存の方法 原産地等(告示で規定)	—	名称 原材料 保存の方法 内容量等(事業者団体が設定)
監視体制	【収去検査・立入検査】 国及び自治体に配置された食品衛生監視員(医師・獣医師・薬剤師等)	【立入検査】 県内業者:都道府県中心 広域業者:農林水産省、(独)農林水産消費技術センター中心	【立入検査】 公正取引委員会事務総局(含む8地方事務所等) 都道府県	
是正措置	①営業許可の取消し、営業の禁止又は停止 ②食品等の廃棄命令等 ③6ヶ月以下の懲役又は3万円以下の罰金	指示 →公示(現行) →命令 →50万円以下の罰金(現行)	排除命令(事業者名も公示) →2年以下の懲役又は300万円以下の罰金(確定審決後の違反)	法律上はない 団体の規約として 業界団体による警告 →違約金、団体からの除名処分

※ 品質保持期限と賞味期限については、食品衛生法及びJAS法において、いずれの表記を用いてもよいこととされている

(参考)表示に関する法律の規定

	食品衛生法	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	不当景品類及び不当表示防止法
法律の条文	<p>第 11条 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物又は前条第1項の規定により規格若しくは基準が定められた器具若しくは容器包装に関する表示につき、必要な基準を定めることができる。</p> <p>第 11条の2 前項の規定により表示につき基準が定められた食品、添加物、器具又は容器包装は、その基準に合う表示がなければ、これを販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。</p> <p>第 12条 食品、添加物、器具又は容器包装に関しては、公衆衛生に危害を及ぼす虞がある虚偽又は誇大な表示又は広告はこれを行つてはならない。</p>	<p>第 19条の8 農林水産大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品(生産の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。)の品質に関する表示について、農林水産省令で定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者又は販売業者が守るべき基準を定めなければならない。</p> <p>(1)名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項</p> <p>(2)表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者又は販売業者が遵守すべき事項</p> <p>2 農林水産大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、前項の基準において定めるものほか、同項に規定する飲食料品の品質に関する表示について、その種類ごとに、同項各号に掲げる事項につき、その製造業者又は販売業者が守るべき基準を定めることができる。</p>	<p>第 4条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示 前2号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であって、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる公正取引委員会が指定するもの
表示の基準	省令等で規定	告示等で規定	告示等で規定
			公正競争規約等で規定

2 義務表示事項

	名称 (品名)	原材料名	添加物	原産地 又は 原産国	内容量	消費期限 (7)	賞味期限 又は品質 保持期限 (8)	保存方法	製造者等(輸 入業者)の氏 名又は名称及 び製造所等 (輸入業者)の 所在地	遺伝子組 換え食品 である旨	アレルギー 物質を 含む旨
食品衛生法	●		●			●	●	●	●	●	●
JAS法 加工食品	●	●	● (1)	▲ (2)	●	●	●	●	●	●	
生鮮食品	●			●	▲ (3)				▲ (4)	●	
法令に基づく義務表示事項はないが、以下の表示が禁じられている ※商品の品質、規格その他の内容について、実際のもの又は競争事業者に係るものよりも著しく優良と一般消費者に誤認される表示 ※商品の価格その他の取引条件について、実際のもの又は競争事業者に係るものよりも著しく有利と一般消費者に誤認される表示 ※その他、商品の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であって、公正取引委員会が指定するもの 事業者団体は、公正取引委員会の認定を受けて、公正な競争を確保するための規約を設定できる											
景表法 公正競争規約	▲ (5)	▲ (5)	▲ (5)	▲ (5)	●	▲ (5)	▲ (5)	▲ (5)	●		

注意 (1)原材料の一環として、添加物の表示を求めている

(2)輸入品に限る

(3)特定商品(食肉、野菜及び果実等)であって、容器に入れ、又は包装されたものに限る

(4)特定商品(食肉、野菜及び果実等)であって容器に入れ、又は包装されたものについては、販売業者の氏名又は名称及び住所を表示する

(5)品目によっては、表示が義務付けられている

(6)消費期限は、期限が製造又は加工日を含めておおむね5日以内のもの

(7)賞味期限又は品質保持期限は、消費期限を規定する食品以外の食品へ表示するもの

※ 食品によっては、これらの事項に加えて、幾つかの事項の表示が義務付けられる

(1)表示対象品目

①生鮮食品

食品衛生法	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	公正競争規約
シアノ化合物を含有する豆類、かんきつ類、バナナ、大豆、とうもろこし、ばれいしょ、菜種及び綿実	農産物 〔収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に冷凍したものを含む〕	
鶏の卵(殻付き) ※ 食品衛生法上、食肉は加工品として取り扱うこととしている	畜産物 〔単に切断、薄切り等した肉類並びに単に冷蔵及び冷凍した肉類を含み、食用鳥卵は殻付きのものに限る〕	食肉
※ 食品衛生法上、切り身又はむき身の鮮魚介類及び冷凍魚介類、生かきは加工品として取り扱うこととしている	水産物 〔切り身、刺身、むき身、単に冷凍したもの、解凍したもの及び生きたものを含む〕	

②加工食品

食品衛生法 (容器包装に入れられたものに限る)	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 (容器包装に入れられたものに限る)	公正競争規約
加工食品 〔食肉、切り身又はむき身の鮮魚介類及び冷凍魚介類、生かきを含む〕	加工食品	飲用乳、はつ酵乳・乳酸菌飲料、殺菌乳酸菌飲料、チーズ、アイスクリーム類及び氷菓、はちみつ類、ローヤルゼリー、うに食品、辛子めんたいこ食品、削りぶし、食品のり、食品かん詰、トマト加工品、粉わさび、生めん類、ビスケット類、チョコレート類、チョコレート利用食品、チューインガム、凍豆腐、食酢、果実飲料等、コーヒー飲料等、合成レモン、豆乳類、マーガリン類、観光土産品、レギュラーコーヒー等、ハム・ソーセージ類、包装食パン、即席めん類等(31品目)
酒精飲料		ビール、輸入ビール、ウイスキー、輸入ウイスキー、しょうちゅう乙類、泡盛、酒類小売業

(2) 食品ごとの表示事項①

法律名	食品衛生法							JAS法	公正競争規約
区分	生鮮食品 ⁽¹⁾				加工食品 ⁽¹⁾			生鮮食品	食肉
	シアノ化合物を含有する豆類	大豆、とうもろこし、ばれいしょ、菜種及び綿実	鶏の卵(殻付き)	かんきつ類、バナナ	切り身又はむき身にした鮮魚介類	食肉	生かき		
●	● ⁽⁴⁾	● ⁽⁵⁾	●	●	●	●	●	●	●
●	● ⁽⁵⁾	● ⁽⁶⁾	● ⁽⁵⁾	●	●	●	●	▲ ⁽¹²⁾	● ⁽¹⁾
● ⁽³⁾	● ⁽⁵⁾	● ⁽⁷⁾	● ⁽⁵⁾	●	●	●	●		● ⁽¹⁾
● ⁽³⁾	● ⁽⁵⁾	● ⁽⁷⁾	● ⁽⁵⁾	●	●	●	●		● ⁽¹⁾
		● ⁽⁸⁾	● ⁽⁹⁾	●	●	●	●		● ⁽¹⁾
●	● ⁽⁵⁾	●	▲ ⁽¹⁰⁾	●	●	●	●		
								▲ ⁽¹³⁾	●
				●			●	● ⁽¹¹⁾	●
●	●	●			●	●	●	▲ ⁽²⁾	●

注(1)容器包装に入れられたものに限る

(2)水産物、玄米及び精米(容器包装に入れられたものに限る)については、これらの事項に加えて、幾つかの事項の表示が義務付けられる

(3)輸入年月日を記載する

(4)立て札等により近接した場所に掲示がなされている場合その他見やすい場所に名称が記載されている場合にあっては、名称の表示を省略することができる。

(5)省略することができる

(6)採卵又は選別を行った所在地及び氏名を記載する

(7)加熱加工用にあっては、採卵日等又は包装日を記載することができる

(8)生食用にあっては、10°C以下で保存することが望ましい旨を記載する

(9)保存方法が定められていない場合は省略できる

(10)防かび剤又は防ぱい剤として使用される添加物を含むものに限る

(11)生食用にあっては採取された海域又は湖沼を表示する

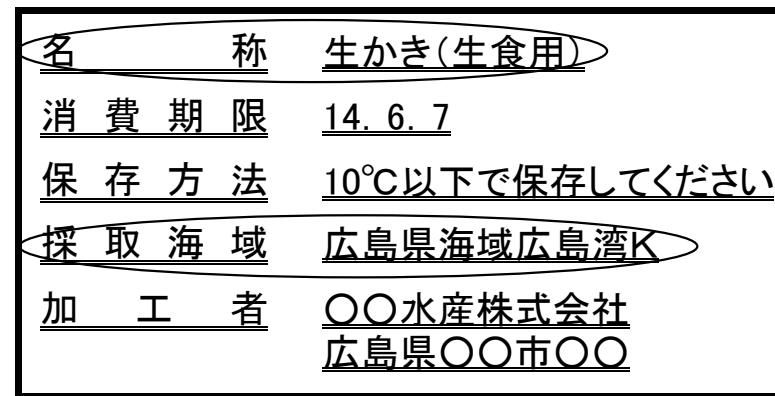
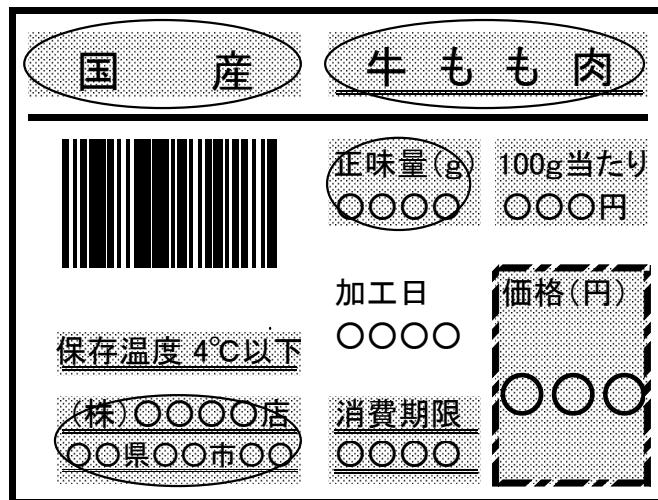
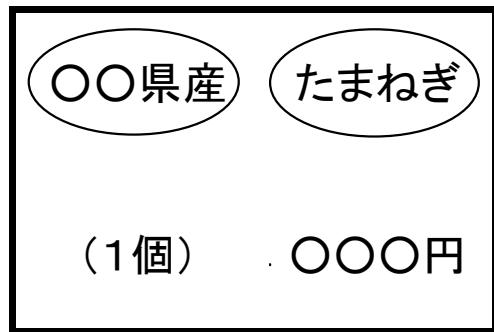
(12)特定食品(食肉、野菜及び果実等)であって容器包装に入れられたものについては、販売業者の氏名又は名称及び住所を表示する

(13)特定食品(食肉、野菜及び果実等)であって容器包装に入れられたものに限る

(14)消費期限は、期限が製造又は加工日を含めておおむね5日以内のもの

(15)賞味期限又は品質保持期限は、消費期限を規定する食品以外の食品へ表示するもの

(参考)具体的な表示の例①



(2) 食品ごとの表示事項②

法律名	食品衛生法	JAS法	公正競争規約 ⁽²⁾					
			飲用乳	食用のり	食品かん詰	果実飲料等	マーガリン類	包装食パン
区分	加工食品 ⁽¹⁾	加工食品 ⁽¹⁾	●	●	●	●	●	●
名称(品名)			●	●	●	●	●	●
製造者等(輸入業者) の氏名又は名称及び 製造所等(輸入業者) の所在地	●	●	●	●	●	●	●	●
消費期限 ⁽⁵⁾	●	●	●	●	●	●	●	●
賞味期限又は 品質保持期限 ⁽⁶⁾	●	●	●	●	●	●	●	●
保存方法	●	●	●	●	●	●	●	●
添加物	●	● ⁽³⁾	●	●	●	●	●	●
原材料名		●	●	●	●	●	●	●
内容量		●	●	●	●	●	●	●
原産国		▲ ⁽⁴⁾			▲ ⁽⁴⁾	▲ ⁽⁴⁾	▲ ⁽⁴⁾	▲ ⁽⁴⁾
主要成分			●					
殺菌温度、時間			●					
開封後の取扱			●					
原料の配合割合			●					
油脂含有率					●		●	

注(1)容器包装に入ったものに限る。また、食品によっては、これらの事項に加えて、幾つかの事項の表示が義務付けられる

(2)これ以外の食品・飲料についても、各々の公正競争規約において表示事項が規定されている

(3)原材料の一環として、添加物の表示を規定している

(4)輸入品に限る

(5)消費期限は、期限が製造又は加工日を含めておおむね5日以内のもの

(6)賞味期限又は品質保持期限は、消費期限を規定する食品以外の食品へ表示するもの

(参考)具体的な表示の例②

種類別	乳飲料
商品名	○○コーヒーミルク
無脂乳固形分	8.0%
乳脂肪分	3.0%
原材料名	生乳(50%以上)、乳製品(脱脂粉乳、バター等)、砂糖・果糖ぶどう糖液糖、コーヒー、乳化剤、香料、カラメル色素
内容量	250ml
品質保持期限	下部に記載
保存方法	10°C以下で保存して下さい
開封後の取扱い	開封後は、冷蔵庫で10°C以下で保存し、品質保持期限にかかるわらず、できるだけ早めにお飲みください
製造所所在地	長野県上田市○○町○○
製造者	○○乳業(株)○○工場

名 称	食パン
原材料名	小麦粉、砂糖、ショートニング、食塩、イースト、乳化剤(大豆由来)、イーストフード、カゼインNa(乳由来)、ビタミンC
内容量	8枚
消費期限	14.6.7
保存方法	直射日光や高温多湿を避けて保存して下さい
製造者	○○ベーカリー(株) 東京都豊島区○○町○○

食品衛生法
J A S 法
公正競争規約

名 称	煮しめ
原 材 料 名	ひじき、油揚げ、しょうゆ (小麦を含む)、砂糖、ゴマ、調味料(アミノ酸)
内 容 量	80g
賞 味 期 限	02. 6. 7
保 存 方 法	要冷蔵(10°C以下で保存)
製 造 者	合資会社〇〇食品 千葉市〇〇町〇-〇

名 称	焼のり
内 容 量	1帖
賞 味 期 限	2002. 6. 7
保 存 方 法	直射日光、高温多湿を避けて保存して下さい
製 造 者	〇〇食品株式会社 千葉県銚子市〇〇町〇-〇



3 表示禁止事項・任意表示事項

	食品衛生法	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	不当景品類及び不当表示防止法
表示禁止事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品、添加物、器具又は容器包装に関して、公衆衛生に危害を及ぼす虞がある虚偽又は誇大な表示又は広告 ○ 保健機能食品以外の食品につき、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨の表示をしてはならない ○ 栄養機能食品であって特定保健用食品でない食品にあっては、特定の保健の目的が期待できる旨の表示をしてはならない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 表示事項の内容と矛盾する用語 ○ その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示 ○ 組換えDNA技術を用いて生産された農作物の属する作目以外の作目及びこれを原材料とする加工食品において、遺伝子組換えでないことを示す用語 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商品の内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示 ○ 商品の取引条件について、実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示 ○ その他、商品の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であって、公正取引委員会が指定するもの <ul style="list-style-type: none"> ・その商品が当該原産国で生産されたものであることを一般消費者が判別困難なもの ・無果汁の清涼飲料水等について、原材料に果汁、果肉が使用されていない旨が明瞭に記載されていないもの
任意表示事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「遺伝子組換えでない」旨の表示規制 「遺伝子組換えでない」旨の表示を非遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品に行うには、分別生産流通管理が行われたことを確認したものでなければならない ○ 保健機能食品の表示規制 <ul style="list-style-type: none"> ・栄養機能食品について表示を行うには、国が定める規格基準に適合していなければならぬ ・特定保健用食品について表示を行うには、個別に厚生労働大臣の許可を受けたものでなければならない ○ アレルギー物質を含む食品として、通知による19品目について、これらを原材料として含有する旨を可能な限り表示する(勧奨表示) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「遺伝子組換えでない」旨の表示規制 「遺伝子組換えでない」旨の表示を非遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品に行うには、分別生産流通管理が行われたことを確認したものでなければならない ○ 「有機」等の表示規制 「有機栽培」、「オーガニック」等の表示を農産物及び農産物加工食品に行うには、JAS規格(日本農林規格)の格付けを受けたものでなければならない 	

4 監視体制

食品衛生法	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	不当景品類及び不当表示防止法						
<p>○食品営業者への監視指導、消費者への情報提供の体制</p> <p>・都道府県等自治体(保健所設置市) 全国123自治体 食品衛生監視員 7,436名 (平成12年度末)</p> <p>・全国592の保健所及び123の都道府県等自治体にて従来より対応</p>	<p>○監視体制 (立入検査権限を有する者)</p> <table> <tr> <td>・広域業者 複数県に事業所等を有する業者</td> <td>農林水産省等中心 本省 地方農政局 食糧事務所等 (独)農林水産消費技術センター</td> <td>74名 90名 3,020名 129名</td> </tr> <tr> <td>・県内業者</td> <td>都道府県中心</td> <td></td> </tr> </table>	・広域業者 複数県に事業所等を有する業者	農林水産省等中心 本省 地方農政局 食糧事務所等 (独)農林水産消費技術センター	74名 90名 3,020名 129名	・県内業者	都道府県中心		<p>○監視体制</p> <p>・公正取引委員会事務総局 (含む8地方事務所等) 51名</p> <p>・都道府県</p>
・広域業者 複数県に事業所等を有する業者	農林水産省等中心 本省 地方農政局 食糧事務所等 (独)農林水産消費技術センター	74名 90名 3,020名 129名						
・県内業者	都道府県中心							
<p>○通常の監視指導</p> <p>自治体毎に食品製造施設、販売施設等について監視指導を実施するほか、夏期(7月)及び年末(12月)に食品、添加物等の表示の一斉監視を実施</p>	<p>○モニタリング調査</p> <p>・(独)農林水産消費技術センター 主に広域業者を対象に、年間1万件を超えるモニタリング調査(巡回点検、買上)を実施</p> <p>・都道府県 事務所等の所在が一の都道府県内に限られる販売業者を対象にモニタリング調査を実施</p>							
<p>○最近の表示問題への対応</p> <p>・3月、4月に製造者、加工者及び輸入者に係る表示事項、適切な根拠に基づく期限表示等を中心に全国一斉監視を実施し、5月24日に、187,116施設の監視を実施した旨公表</p>	<p>○表示適正化のための緊急の取組</p> <p>・2月28日から全国522の食肉販売業者を対象として表示の実態を調査し、5月24日に結果を公表</p> <p>・2月15日から農林水産省、農林水産消費技術センターに消費者からの情報を受け付ける窓口(食品表示110番)を設置。47都道府県でも110番を開設又は既存の窓口で対応</p> <p>・14年度から消費者を食品表示ウォッチャーとして委嘱</p>	<p>・消費者モニター 1,000名 (公正取引委員会から委嘱された消費者)</p>						